藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「重視した」を「重視し、子どもの保護者の経済的負担の軽減に ついて適切に配慮された」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者 負担」を「第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第7条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第2項中「利用している 1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第 3項中「2号認定子ども又は3号認定子どもの総数」を「2号認定子ども又は3号 認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に改め、同条第4項中「支 給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定 子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条第2項中「3号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加える。

第9条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第11条及び第12条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改める。

第14条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育

を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満 3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第 3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育 給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超え るときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育 施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保 育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別 利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超える ときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認 定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部 分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に 要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子ど もについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。) に要 する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯 に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金 額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (4) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準

子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(4) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項中「(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下 この項において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護 者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改める。

第17条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもに体調の」を「教育・保育給付認定子どもに体調の」 に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給 付認定保護者」に改める。

第20条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第1 4条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第22条第1項及び第2項、第25条(見出しを含む。)、第26条及び第27条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同条第3項中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認 定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護 者」に改める。

第29条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。 第31条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給 認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第33条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」 に改める。

第35条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、 同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定 による特定教育・保育」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」 を「の規定による」に改める。

第36条第1項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に改め、「「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。)」と、「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「1号認定又は2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、「とする」を「と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第37条第1項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「利用している1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に改め、「子どもの数」と、」の次に「「1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもと、」を加え、「第14条第4項第3号中「除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前

子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号別利用教育を受ける者を除く。)」とする」に改める。

第38条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に 改め、「その利用定員の数を」を削る。

第39条中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する 事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「3号認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「3号認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。 第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に 改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給 認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子 ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第44条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第15条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額とときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、

当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」 に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、 同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定 による特定地域型保育」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」 を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第15条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。」」を「第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」に改める。

第52条第1項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、「3号認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「を含むものとして、この章(第40条第2項及び第41条第2項を除く。)

の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30 条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ 含むものとして、前節(第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条 から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及 び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。 この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る3号認定子ども」とあ るのは「利用の申込みに係る1号認定子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「1 号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条 第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用 地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含 む。)」と、「1号認定子ども」とあるのは「3号認定子ども」と、「教育・保育給付 認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性 が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とある のは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者 の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第4 4条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護 者(特別利用地域型保育の対象となる1号認定子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29 条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用及び食事の提供(第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除 く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に 改める。

第53条第1項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「3号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「を含むものとして、この章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるの

は「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。」をいう。」とあるのは「定める額をいう。」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第20条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。